

深川市農業委員会総会議事録

(第 9 回)

令和6年12月25日

開 会 1 5 時 3 0 分

閉 会 1 6 時 1 5 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議 席	氏 名	出席委員	欠席委員
1	五 十 嵐 剛	○	
2	清 水 正 勝	○	
3	山 崎 和 徹	○	
4	富 川 裕 一	○	
5	廣 田 和 也	○	
6	近 藤 洋 介	○	
7	青 木 実	○	
8	大 森 毅 英	○	
9	吉 川 永 充	○	
1 0	木 根 和 美	○	
1 1	増 田 貴 志	○	
1 2	光 富 靖 展	○	
1 3	大 谷 内 清	○	
1 4	荒 井 優	○	
1 5	板 垣 昭 仁	○	
1 6	菊 入 等	○	
1 7	尾 崎 成 宣	○	
1 8	馬 木 逸 男	○	
1 9	水 野 静 也	○	
2 0	山 川 功	○	
2 1	高 橋 淳 一	○	
2 2	栗 野 良 寛	○	
2 3	佐 々 木 弘 昭	○	
2 4	塩 尻 総 徳	○	
2 5	下 坂 多 伊 子	○	
2 6	中 川 幸 生	○	
2 7	宮 武 努	○	

第9回深川市農業委員会総会議事録

1 開催日時	令和6年12月25日（水）15時30分
2 開催場所	市役所大会議室
3 出席委員	五十嵐 剛委員 外26名
4 説明員	宮谷局長・黒田主幹・藤野係長・袴田主査・成田主事補
5 書記	袴田主査
宮谷局長	開会宣言（15時30分） 只今から、令和6年度 第9回深川市農業委員会総会を開催いたします。 会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。
菊入会長	年末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。 1月1日の地震、1月2日の羽田空港事故から始まった令和6年ではありますが、後一週間ほどで翌年ということで、あっという間に1年が過ぎたなと思っています。災害に遭われたところは、まだまだ復興作業が間に合っていないという事なので、もうすぐ新年を迎えますが、復興には長い時間がかかるのかなと思っています。本日は普及センターより八田支所長様がお見えになっていまして、令和6年度の作物の生育状況について説明いただきますのでよろしくお願いいたします。深川市の米の生育はそこそこで、お米の値段も上がりましたので、深川市の景気も少しは良くなるのかなと思っていますけど、基本法が5月に改正されまして、これから来年の通常国会の中で、基本計画が策定されますが、その中で米の適正価格という言葉が使われるそうなので、少しは進んでいるのかなと思いますが、聞くところによると、末端の価格に下げないように要望するだけという中身みたいなので、それでは話にならないという風に思っていますけど、今後どういう風になっていくか注目しなければいけないと思いますし、これからの政局にも大きな影響を与えるのかなと思っています。とはいえ、我々農業委員会も一年間の仕事の終わりを迎えまして、また来年に向かって進んでいくわけですので、よろしくお願いいたします。 それでは令和6年度第8回総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。
菊入会長	日程第1、議事録署名委員を指名します。 9番吉川委員、10番木根委員を指名します。
菊入会長	次に、日程第2、諸般報告（1）農業行政報告に入ります。 本日は、令和6年度 農作物生育概況について、空知農業改良普及センター北空知支所長 八田様より報告をいただきます。よろしくお願いいたします。
八田支所長	（資料等に基づき説明）
菊入会長	せっかくの機会ですのでご意見等はないでしょうか。ないようですので、八田支所長様におかれましては、次の公務が控えておりますので退席されます。田川支所長様、ご出席いただきまして大変ありがとうございました。 （八田支所長退席）

菊入会長	次に、(2) 農業委員会業務報告を局長より報告願います。
菊入会長	11月26日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。
菊入会長	次に、日程第3、委員会報告に入ります。 (1) 農政特別委員会開催結果報告を青木委員長より報告願います。
青木委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	次に、(2) 農民特別委員会開催結果報告を清水委員長より報告願います。
清水委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。 報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
成田主事補	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は26件で、番号1番から18番、26番が売買に係るあっせん申し出、番号19番から番25番は賃貸借に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から25番が令和6年12月1日、番号26番が、令和6年12月9日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第1号を承認します。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
成田主事補	平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則 第26条の規定 及び、農業者年金基金法 施行規則 第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は2件で、1番が旧法分、2番が新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金

	基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第2号を承認します。
菊入会長	次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
袴田主査	ご説明いたします。記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたのでご報告いたします。今月は2件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2—(1) —アの「法4条・法5条・法73条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、会長専決により「宅地」として交付しております。番号2番は、農業委員会内規2—(1) —カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「雑種地」として交付しております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、報告第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、日程第5、議案に入ります。 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。
成田主事補	記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は10件で、番号1番、3番、5番が借主の経営合理化のための解約です。番号2番、6番は借主都合による解約です。番号4番、8番、9番、10番は、貸主が売買するための解約です。番号7番は、借主が経営を法人に変更したことに伴う解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、すべて令和6年12月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明がありましたが、ここで本議案中の番号7番で山崎委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

	事務局より説明願います。
藤野係長	ご説明いたします。記載の方より農地法第 3 条の規定による農地の権利移転に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は 1 件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲渡人・譲受人の経営概況等については記載のとおりです。番号 1 番は、譲渡人が譲受人に貸付していた農地を買受け、経営の安定を図るものです。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件を満たしております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
菊入会長	（「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	（「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第 2 号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第 3 号 買入協議の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。
袴田主査	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 3 条第 2 項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 5 条第 1 項の申出に係るもののうち、同法第 1 6 条の規定による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。今月は 1 件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この 1 件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あつせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
菊入会長	（「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	（「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第 3 号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第 4 号 農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。
成田主事補	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は 7 7 件で、番号 1 番から番号 3 3 番が売買の案件、番号 3 4 番から番号 7 7 番が賃貸借の案件です。番号 1 番、1 7 番、1 8 番、2 1 番は、出し手が年齢により経営移譲をするため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号 1 番が L 資金、番号 1 7 番、1 8 番、2 1 番は自己資金です。番号 2 番、2 2 番、2

	4番、25番、26番は、貸付地をそのまま借主に処分するもので、資金対応は番号2番、24番が自己資金、番号22番、25番がJA資金、番号26番がL資金です。番号3番から6番、8番、9番、12番、14番、20番は、出し手が経営合理化のため離れ地を処分するもので、資金対応は番号3番がJA資金、番号4番から6番、8番、9番、14番がL資金、番号12番、20番は自己資金です。番号7番は、出し手が労働力不足により経営縮小をするため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号10番、13番、27番、28番、29番は、貸付地及び出し手の残地を、経営安定を図る借主に処分するもので、資金対応は番号10番がL資金、番号13番、27番、28番、29番は自己資金です。番号11番、15番、16番、19番、23番は、合意解約により返還された農地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号11番、19番が自己資金、番号15番、23番はJA資金、番号16番がL資金です。番号30番から33番は、農地売買等事業による北海道農業公社の買い入れです。出し手の理由としては、番号30番、31番は労働力不足により経営移譲するものです。番号32番は出し手が経営合理化のため離れ地を処分するものです。番号33番は出し手が老齢のため経営移譲するものです。番号34番以降は賃貸借の案件です。番号34番、36番、37番、38番は合意解約により返還された農地を経営拡大を図る受け手に賃貸するもので、期間は番号34番は10年間、番号36番、37番、38番は5年間です。 番号35番は出し手の残地を経営拡大を図る受け手に賃貸するもので、期間は1年間です。番号39番から42番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間はいずれも5年間です。番号43番から77番は全て再設定の案件となります。このうち番号47番は、再設定と併せて出し手の残地の貸し付けも行うものです。これら再設定の賃貸借期間等については議案に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。 説明は以上です。
菊入会長	説明がありましたが、ここで本議案中の番号1番、3番ないし6番、8番で五十嵐委員、9番で廣田委員、10番で尾崎委員、38番で山崎委員、52番で塩尻委員、67番、68番で大谷内委員、75番で青木委員の議事参与をそれぞれ制限します。番号4番で近藤委員、番号7番で柴野委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。
菊入会長	(「なし」という声あり) ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(「異議なし」という声あり) それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第5号 農地法第6条第1項の規定による 農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。
袴田主査	記載の法人より、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。 報告のありました法人数は1件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら1法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「組織形態要件」、「事業要件」、「構

	成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第6号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
袴田主査	ご説明いたします。記載の方より現況証明書の交付願いがありましたので、適否について審議をお願いいたします。土地の所在・公簿地目等は記載のとおりです。今月は1件で、証明を必要とする理由は地目変更のためです。11月14日に近藤委員・五十嵐委員・清水委員の3名で現地調査をしております。番号1番は、年月日不詳より雑種地となって現在に至っており、「申出のとおり非農地」で地目は「雑種地」との意見を頂いております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第6号は原案のとおり決定します。
菊入会長	以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。 （総会終了 16時15分）